

## 生徒心得

本校の生徒心得を以下のように定める。守られなかった場合は当該の指導を行う。

### 1. 登下校

- (1) 予鈴前に登校すること。
- (2) 登下校時や在校中、及び校外学習は、必ず定められた制服を着用すること。(別途指示されている場合や届出がある場合は除く)
- (3) 欠席の場合は当日の朝8:25までに学校に連絡をすること。また、事前に欠席することがわかっている場合は、届欄に理由を記入して保護者押印の上、HR担任に届け出ること。ただし、1週間以上欠席する場合は医師の診断書を添えること。
- (4) 自転車以外の車両通学は禁止する。
- (5) 登校後の外出は事前にHR担任に届け出て、許可を得ること。
- (6) 遅刻した場合は、当日にその理由をHR担任に申し出ること。
- (7) 早退する場合は、HR担任に届け出て、許可を得ること。
- (8) 欠課せざるを得ない場合は教科担当に申し出ること。
- (9) 放課後は所定の下校時間までに下校すること。もし、特別に居残りの必要がある場合は、当該教員に理由、氏名を申し出て許可を得ること。
- (10) 部活動や学習活動などで休日に登校する場合は、事前に部顧問や指導者から許可を得て登校し、活動中や下校時も指示に従うこと。

### 2. 服装

- (1) 服装は下記規定を遵守すること。又、制服を加工したり総工生としてふさわしくない服装は一切禁止する。
  - ① 冬服着用期間(冬季は4月1日～5月31日と、10月1日～翌年3月31日とする)
    - (ア) スタイルAは以下のものを着用する。
      - ・ダークネイビー詰め襟蛇腹飾りヘリンボン柄学生服(襟に襟章をつける)
      - ・ダークネイビーヘリンボン柄ズボン

・長袖白ワイシャツ

(イ) スタイルBは以下のものを着用する。

- ・ダークネイビー蛇腹飾りヘリンボン柄セーラー襟  
ブレザー無地風ウインドペン柄スカート又はダー  
クネイビーヘリンボン柄スラックス

・本校指定校章刺繍入り長袖白ブラウス

・ワイン・紺ストライプリボンタイ

・濃紺ハイソックス (ワンポイント可)

(ウ) 寒い日は学生服、ブレザーの下にベスト、セー  
ターを着用しても良いが、着用の場合は本校指定  
のものとする。パーカー類は禁止する。

(エ) 防寒着

色は濃紺又は黒が望ましい。

(オ) 冬服着用期間中は冬服を着用し、セーター・ベ  
スト・コートのみで登下校することは禁止する。

(②) 夏服着用期間 (夏季を6月1日~9月30日とする)

(ア) スタイルAは以下のものを着用する。

・ペールピンクボタンダウン半袖シャツ (正装)

・本校指定のポロシャツ (略装)

・ダークネイビーヘリンボン柄ズボン

(イ) スタイルBは以下のものを着用する。

・本校指定校章刺繡入りペールピンク半袖ブラウス、  
本校指定ベスト (正装)

・本校指定のポロシャツ (略装)

・ピンクライン入りチェック柄スカート又はグレー  
無地スラックス

・濃紺ハイソックス (ワンポイント可)

(ウ) セーター、ベストは本校指定のものとする。

(a) スタイルAベスト (自由購入品)

グレイッシュピンクライン入りダークネイビー  
Vネックベスト

(b) スタイルBベスト (必ず購入し、着用すること)

グレイッシュピンクライン入りダークネイビー  
Vネックベスト

(c) セーター (自由購入品)

ダークネイビーVネック 左胸に水色で校章の  
刺繡入り

- ③ 学校が指定する日は正装を着用すること。
- ④ 夏季、冬季には制服移行期間を設ける。移行期間については学生服・ブレザーを着用しなくても良い。  
ただし、スタイルBについてはベストを着用すること。
  - ・夏季移行期間 5月16日～6月15日まで
  - ・冬季移行期間 9月16日～10月31日まで

また、スタイルA長袖白ワイシャツ、スタイルAソックス、スタイルB濃紺ハイソックス等は華美にならないような高校生らしいものとし、それ以外は本校指定のものを着用する。

#### (2) 靴・ベルト・校内履き

サンダルやヒールの高い履物、奇抜さや派手さが目立つ履物は避け、革靴は総工生としてふさわしい形状で黒系、茶系が望ましい。スニーカーの場合も派手な色彩のものは避けること。また、ベルト類も派手なものは避けること。校舎内や体育館では指定された校内履きを履くこと。

### 3. 頭髪、身だしなみについて

- (1) 頭髪は見苦しくなく清潔にすること。髪の毛の加工はしないこと。  
奇抜さや派手さが目立つ頭髪及び望ましくない頭髪は改善指導する。
- (2) 髪の毛の加工をしていないことを証明したい者は「頭髪に関する届出」を提出すること（提出は任意である）。
- (3) マニキュア、化粧はしないこと。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス等はしないこと。
- (5) 頭髪・身だしなみに関して指導を受けた場合は、指定された期日までに調髪や、身だしなみを改善し、生活指導部で必ず確認を受けること。

### 4. 所持品

- (1) 所持品には必ず学年、組、氏名を明記すること。
- (2) 学校生活に不必要的物品、特に余分な金銭、貴重品は持参しないこと。
- (3) 煙草類（電子煙草、加熱式煙草、喫煙煙草を含む）や喫煙器具（ライターや禁煙補助具を含む）、ギャンブル遊具（麻雀牌など）、風俗的に問題ある物品や雑誌類、酒類、法律に抵触するような物品などの学校内持ち込

み、使用を禁止する。学校外であっても同様である。

- (4) 他人の物品を無断で使用しないこと。
- (5) 生徒間の物品の売買は絶対にしないこと。

## 5. 授業

- (1) 授業を妨害する（進行や指導を妨げる）行為は禁止する。
- (2) 授業前に、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機器類等は、電源を切り、かばん等にしまうこと。許可があつた場合以外は、授業中の使用は禁止する。
- (3) 授業で使用する教科書、ノート類は事前に準備し、指定された座席で受けること。

## 6. 定期考査

- (1) 出席番号順に着席し、机と机の間隔はできるだけ大きくとること。教師の指示なくして座席の変更ならびに机の移動は禁ずる。
- (2) 机上には、筆記用具、出題者が許可した物以外置かないこと。（筆箱類、下敷きは禁止）下敷等は教師の点検許可を得て使用すること。
- (3) 机の中は空にし、考査中不必要な所持品はすべて教室、各自椅子の下にまとめて置くこと。
- (4) 考査中は一切の物品の貸し借りや会話をしないこと。
- (5) 考査中の退室は認めない。ただし、トイレ等で退出する場合は問題、解答用紙を回収の上許可し、以後は受験させない。

## 7. 集会行事・掲示

- (1) 学校内で行う集会行事は、授業及び施設使用上支障ないように行うこと。ただし、その際には責任者を定め、生活指導部に届け出ること。
- (2) 集会行事終了後は、使用場所の整頓、戸締り、火気特に注意の上、関係職員に報告すること。
- (3) 学校内に掲示する場合は、生活指導部の許可（承認）を経て所定の場所に責任者の氏名を明記して行うこと。責任者は掲示の所要期間（原則として1週間）が過ぎたら、必ず取り外すこと。
- (4) 金銭や物品を徴収する必要がある場合は、必ず関係職員に相談の上、許可を得ること。
- (5) 備品の使用は必ず関係職員の許可を得て、使用後は

報告すること。

- (6) 政治的活動を目的とした集会はしないこと。

## 8. 自転車通学

- (1) 自転車通学を行う者は「自転車通学届」に所定の事項を記入し学校に届け出ること。
- (2) 自転車通学者は、下記の事項を厳守しなければならない。
- ① 「自転車損害賠償保険等」への加入をすること。
  - ② 校内用ラベルを自転車後部の確認しやすい場所に貼り付けすること。
  - ③ 車体は、必ず学校に届け出たものを使用し、整備点検を十分に行うこと。
  - ④ 交通法規を厳守し、事故防止と安全運転につとめ、危険な乗り方や2人乗り等をしてはならない。
  - ⑤ 車体は、必ず所定の駐輪場に置き、鍵を掛けること。
  - ⑥ 校地内の通行は所定の通路を利用し、登下校時以外に自転車に乗車しないこと。
  - ⑦ 以下、担任および生活指導部に届け出ること。
    - (ア) 使用車体の交換
    - (イ) 自転車通学の取りやめ
    - (ウ) 自転車の盗難、いたずらの被害

## 9. アルバイト

- (1) 原則禁止する。ただし、保護者連名の届出があった場合、学年会において以下のような審議を経て認める。
- ① 日常の学校生活に支障がなく、安全と思われる職業種。ただし、居酒屋等の酒場、麻雀・パチンコ店等の遊技場、競輪、競馬等の公営競技場及び風俗営業に関わる職業種は禁止する。
  - ② 日常の学校生活に支障がない時間帯。ただし、午後10時から午前5時までの時間帯と考查期間中および1週間前は禁止する。
- (2) 自宅、親戚にかかわるアルバイトについても原則として(1)を適用する。なお、保護者の監督責任において行われる手伝いは、問題としない。ただし、法律等により立ち入ることを禁止されている場所は、手伝いであっても禁止する。

## 10. その他

- (1) 拾得物、遺失物はただちに生活指導部へ届けること。
- (2) 校内における諸掲示、放送には常に注意すること。
- (3) 校内樹木、校有物を破損したときは、直ちに生活指導部へ届け出ること。
- (4) 外来者との面会は、やむを得ない場合を除き、H R 担任に届け出て、許可を得てから授業時間外に行うこと。
- (5) 次の項目に該当する生徒は速やかに書類提出の手続きをとること。  
欠席・遅刻・早退・忌引・公欠・アルバイト（認められた場合）・見学・異装・旅行 等
- (6) 3年生で自由選択科目を選択していない生徒は、午後の時間帯に授業に支障のないよう部活動（自主練習）や課題実習等を行うことができる。
- (7) 反社会的行為、生徒心得違反がないように注意すること。  
＊ここでいう反社会行為とは、法律に抵触する事案、事象、行動等をいう。
- (8) 自他を認め、尊重し合うこと。暴力、暴言、いじめなどは絶対にしてはならない。

## 制服の着用について

冬服着用期間	4月1日～5月31日まで 10月1日～3月31日まで
夏服着用期間	6月1日～9月30日まで
夏季移行期間	5月16日～6月15日まで
冬季移行期間	9月16日～10月31日まで

### 冬季制服

スタイルA	ダークネイビー詰め襟蛇腹飾りヘリンボン柄学生服（襟に襟章をつける）
	ダークネイビーヘリンボン柄ズボン
	長袖白ワイシャツ
スタイルB	ダークネイビー蛇腹飾りヘリンボン柄セーラー襟ブレザー
	無地風ウインドペン柄スカート 又はダークネイビーヘリンボン柄スラックス
	本校指定校章刺繡入り長袖白ブラウス
	ワイン・紺ストライプリボンタイ
	濃紺ハイソックス（ワンポイント可）

### 夏季服装

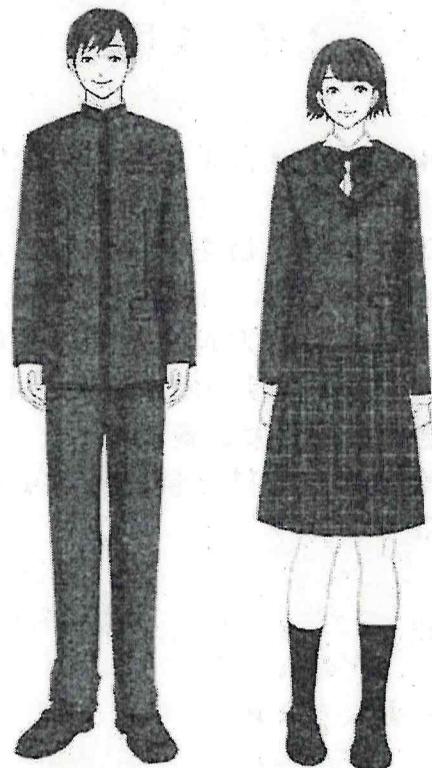
スタイルA	ペールピンクボタンダウン半袖シャツ又は本校指定のボロシャツ
	ダークネイビーヘリンボン柄ズボン
スタイルB	本校指定校章刺繡入りペールピンク半袖ブラウス
	本校指定ベスト
	ピンクライン入りチェック柄スカート又はグレー無地スラックス
	濃紺ハイソックス（ワンポイント可）

### 移行期間

スタイルA	「冬季制服規定」の制服か「白ワイシャツ」での登校も可とする
スタイルB	「冬季制服規定」の制服か「本校指定校章刺繡入り長袖白ブラウス・リボンと本校指定ベスト」の登校も可とする。

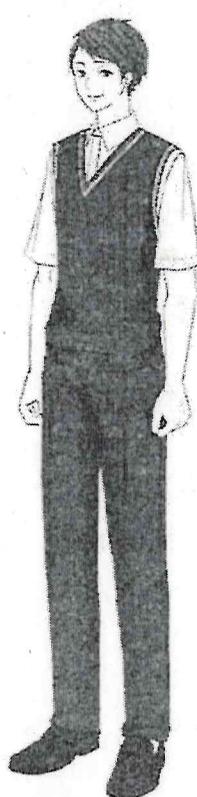
### 留意事項

- ベスト、セーターを着用する場合は、本校指定のものとし、やむを得ず規定以外の制服を着用するときは事前に異装届けを担任・生活指導部に提出し許可を得ること。
- 制服の改造・変形は禁止とする。

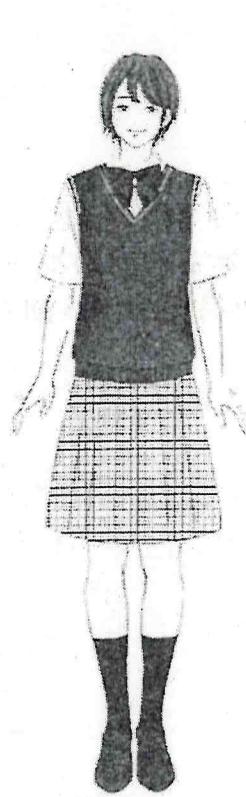


冬服  
スタイルA

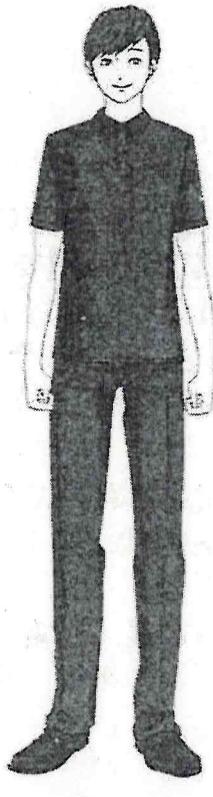
冬服  
スタイルB



夏服  
スタイルA



夏服  
スタイルB



略装  
スタイルA



略装  
スタイルB